

第VI章 西方遺跡第13次確認調査

第1節 調査にいたる経緯と経過

1-1. 調査にいたる経緯(表9)

茅ヶ崎市下寺尾 515 番地からみずき二丁目 10 番地先までの道路舗装改修工事に伴い、茅ヶ崎市教育委員会社会教育課は茅ヶ崎市道路管理課より埋蔵文化財の取扱いについて相談を受けた。これに対し、事業範囲の市道 7281・0111 号線(大岡越前通り)は神奈川県・茅ヶ崎市埋蔵文化財包蔵地台帳の No.1 西方遺跡および「国指定史跡下寺尾官衙遺跡群」、「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の指定範囲に該当する部分があることから、調整が必要である旨を回答した。

史跡地内における道路舗装改修工事については、既存の道路構造体範囲内で施工され、史跡に影響を与えないことが確認できれば、工事を許可することが可能となっている。当該道路は、戦後しばらくは畠の中を通る農道であったが、昭和 39(1964)年の北陵高校開校と同時期に香川駅前通りとともに整備が始まり、昭和 58(1983)年には現在の幅員とほぼ同じ状態に拡幅されていることが空中写真から読み取れる。

昭和 61(1986)年、市道西部の北陵高校テニスコート脇から寺尾橋手前までの区間は、拡幅工事に先立ち西方 A 遺跡第 1 次調査(第 4 図 3)が実施され、縄文時代から平安時代までの多くの知見を得た。しかし、東部はそのまま工事が進められてしまい、状況を確認した社会教育課では事業課と協議を進め、遺跡に影響を与えないよう極めて浅い構造に設計変更させることで対応した。

今回の舗装打ち替え工事では路盤材の一部を改修するものの、構造体の深さは変更しない計画であったが、遺跡への影響の有無を確認し、史跡の現状変更の可否を判断するために試掘調査を実施することで事業課と調整した。

表9 発掘調査に係る調整および届出等の文書 5(第13次確認調査)

文書種別・内容	文書番号	日付	発信者	受信者	備考
1 確認調査					
確認調査の依頼		—	茅ヶ崎市		
2 埋蔵文化財保護法第 93 条に基づく土木工事の通知					
土木工事の届出		令和 3 年 10 月 27 日	茅ヶ崎市	県教委	市教委経由
3 出土品の手続き					
埋蔵物の発見届	3 茅教社第 878 号	令和 3 年 11 月 9 日	市教委教育長	茅ヶ崎警察署長	
埋蔵文化財保管証の提出	3 茅教社第 879 号	令和 3 年 11 月 9 日	市教委教育長	県教委教育長	
文化財認定の通知	文遺第 52111 号	令和 3 年 11 月 25 日	県教委教育長	事業主	市教委経由

*名称・職名の略記

県教委：神奈川県教育委員会 市教委：茅ヶ崎市教育委員会

1-2. 調査地点の現況と調査区の設定(第5・6・8図、図版2)

大岡越前通りは藤沢市境に近い堤東原交差点から寒川町境の寺尾橋までの3.8kmの市道で、茅ヶ崎市北部を東西に横断する主要道である。改修工事は北陵高校旧校舎正門付近からみずき交差点までの約589mを対象とし、1980年代整備における構造仕様の違いで3工区に区分されている。

西端から北陵高校南東角までのI工区($L=165m$)は路面標高14.5～15.0mとなっている。両史跡中心部にあたることから $2m \times 2m$ のテストピット2か所(TP1・2)を設定した。

II工区($L=237.9m$)はI工区東端から西方バス停付近まで、東部の標高は11.0mまで下がる。台地縁に近い位置に $2m \times 2m$ のテストピット1か所(TP3)を設定した。

III工区($L=185.9m$)はII工区東端からみずき交差点まで、台地斜面から谷底平野にあたり、東端の標高は9.2mを測る。令和2(2020)年に拡大された西方遺跡の東部にあたり、堆積土の状況を確認するためIII工区西端の台地斜面に $2m \times 2m$ のテストピット1か所(TP4)を設定した。

1-3. 調査体制

調査主体 茅ヶ崎市教育委員会

調査担当 加藤大二郎(社会教育課)

調査補助 高橋桃子、大久保日向子(社会教育課)

調査支援 株式会社カナコー

調査協力 共立土木株式会社

1-4. 調査の経過

調査は道路構造体の深度と遺跡の残存状況を把握することを目的とし、令和3(2021)年11月1・2日の二日間で4か所の調査区を確認した。調査中は片側交互通行とし、時間短縮のため舗装材・路盤材の掘削は重機を使用し、必要に応じて人力で精査した。各種記録を作成したのち埋め戻して復旧した。

平面測量は世界測地系第IX系国家座標に則り、既知点から座標移動し、トータルステーションで方眼紙にプロットした。水準測量はオートレベルとスタッフを用いた簡易測量で実施した。写真撮影は35mmカラーフィルムと一眼レフデジカメで行った。

第2節 調査地点の状況

2-1. TP1(第25図、図版13)

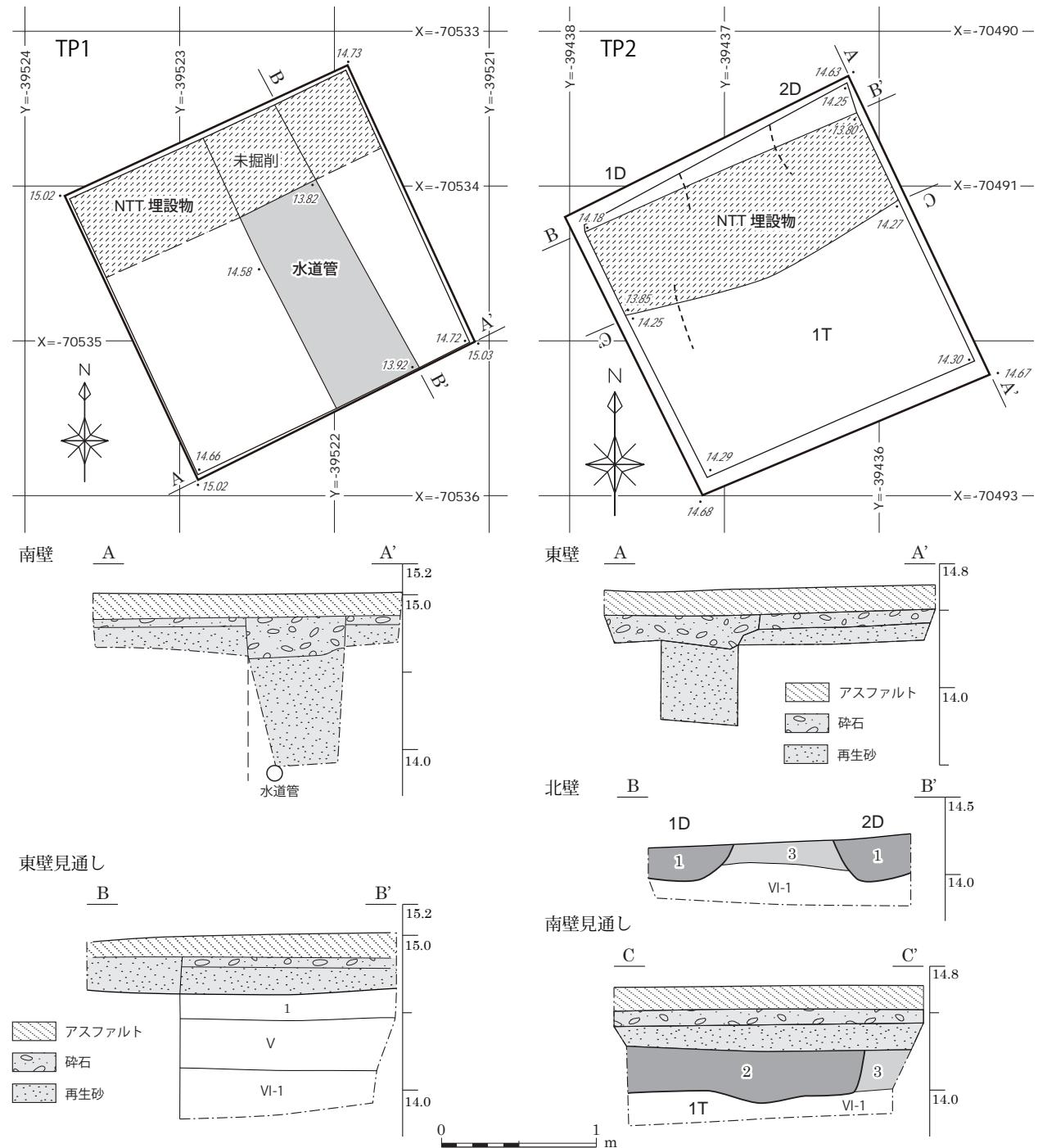
北陵高校旧正門の東5m程の所に $2m \times 2m$ のテストピットを設定した。高座郡家正殿想定域の南7mに位置し、道路面の現標高は15.0mである。設計深度は450mmとなっているが、約0.15mのアスファルトと路盤材約0.25mを掘削し、黒ボク土の残存を認識した。

調査区北側にNTT埋設物に伴う搅乱と中央部分に水道管による搅乱が確認され、後者を0.7～0.8m掘り下げ、堆積土の観察を行った。残存する黒ボク土下部で標準土層第V層と第VI-1層が認められた。

第1層は橙色スコリア少量を含み、粘性のある暗褐色土で、径50~150mmの礫が混じり、転圧のため硬くしまっている。厚さ0.18mで下面はほぼ水平に堆積し、攪乱部以外は調査区全面に広がる。遺構覆土の可能性が高いと判断したが、規模・性格は不明である。本層中から土師器壊1点1.2g・甕1点1.3g、礫7点1,225.0gが出土した。礫は川原石で、土器も小片のため図示できなかった。

2-2. TP2(第25図、図版13)

大岡越前通りと香川駅前通りが交差する丁字路から西に35m程の所に2m×2mのテストピットを設定した。道路面の高度は14.7mである。TP1と同様に約0.15mのアスファルトと路盤材約0.25mを掘削し、



第25図 第13次調査TP-1・2平面面図(1/40)

黒ボク土の残存を認識した。調査区北側に TP1 から続く NTT 埋設物に伴う搅乱があり、約 0.5m 堀り下げ、堆積状況を確認した。

黒ボク土上面は転圧と路盤材の食い込みが激しく平面的な遺構確認は不可能であったが、搅乱部断面の観察で調査区北側に土坑 2 基、南側には竪穴址 1 基、その周囲に覆土の分布を識別した。

第 1 号土坑は調査区北西部に位置し、確認長 0.55m、深さ 0.22m を測る。第 2 号土坑は調査区北東部に位置し、確認長 0.5cm、深さ 0.26m を測る。ともに第 3 層を掘り込み、調査区外に広がる。搅乱の南側には続かず、底面が弧状であることから土坑と推測した。第 1 層とした覆土はほぼ同一の暗褐色土で、橙色スコリアを霜降り状に含む。粘性やや強く、しまりあり。出土遺物はなかった。

搅乱壁南側では第 3 層を掘り込む覆土を識別し、形状から竪穴址に分類した。東西方向に確認長 1.52m、

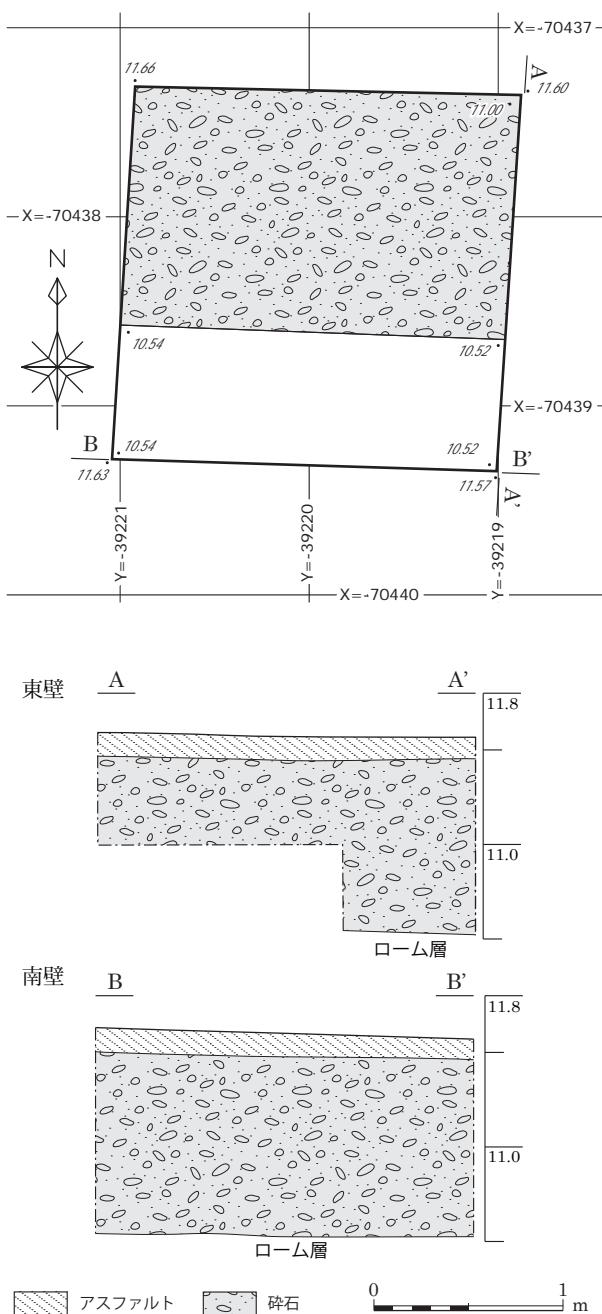
深さ約 0.3m を測る。覆土は第 2 層と表示した 1 層で、土坑覆土よりやや暗く、橙色スコリアもやや少ない暗褐色土。しまり弱く、粘性弱い。底面はやや波打ち、床等は識別されない。また、搅乱壁北面には本層の広がりは認められず、遺構北辺は搅乱内で止まるものと推測される。覆土から弥生土器 1 点 1.7g、礫 3 点 276.3g が出土したが、小片のため図示できなかった。

第 3 層は橙色スコリアを多く含み、しまりやや強く、粘性弱い暗褐色土で、搅乱壁南北両面で観察された。調査担当者の所見では、第 VI-1 層の上層になるが、第 V 層とは層相が異なり、周辺調査地点の官衙期遺構覆土に近いと記録している。厚さは最大 0.25m が残存し、下面是やや湾曲している。平面的な広がりは不明である。本層からの出土遺物はない。

2-3. TP3(第 26 図、図版 14)

大岡越前通りと市道 7298 号線が交差する丁字路付近に 2m × 2m のテストピットを設定した。II 工区の設計深度は 600mm で、舗装材 150mm、路盤材 450mm となっている。台地縁から斜面に移行する地点で、道路面の高度は 11.6m である。

表層アスファルトと路盤材の碎石を深さ 0.6m まで掘削したが、本来の堆積土は認められず、調査区南壁側に幅 0.7m のサブトレーンチを設定して



第 26 図 第 13 次調査 TP-3 平断面図 (1/40)

追加掘削した。約 0.45m 下げたところで碎石が途切れ、関東ローム層が露出した。ローム面の標高は約 10.5m で、不明確ながら標準土層第Ⅷ層のソフトローム (L1S) に相当すると推測している。

本調査区では遺構の掘り込みは確認されず、出土遺物もなかった。

2-3. TP4(第 27 図、図版 14)

大岡越前通りと市道 7631 号線が交差する Y 字路から東に 30m の西方バス停付近に 2m × 2m のテストピットを設定した。Ⅲ工区西端で、台地斜面と谷底平野の境界部に位置し、道路面の高度は 10.3m である。

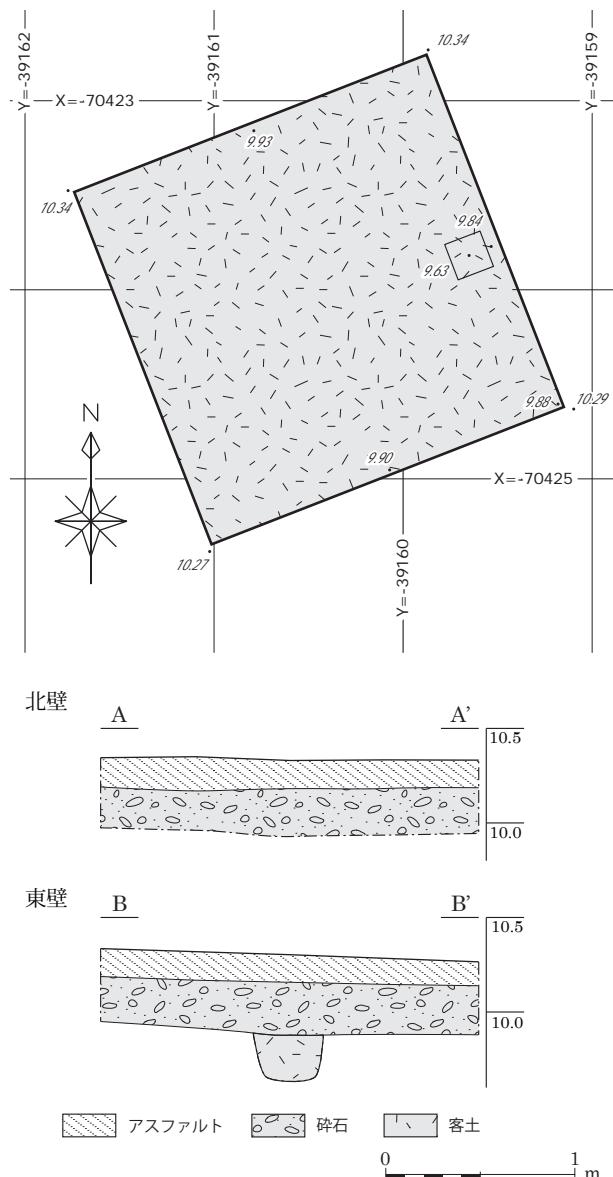
設計深度は舗装材 100mm、路盤材 300mm の
計 400mm となっている。表層アスファルトは
厚さ 0.15m で、その下の碎石も約 0.25m 除去し
たが本来の堆積土は認められなかった。調査区
底面はロームブロック、碎石を主体とする埋め
戻し土で非常に硬く転圧されていた。

工事施工業者の情報で調査区南側にはガス管が埋設されていることが指摘され、当日復旧の時間的制約もあり、調査区全体の追加掘削は断念した。このため、調査区東部に深掘り部を設け、約 0.2m 四方、深さ 0.25m まで掘り下げを行った。結果的に転圧層下面までは達せず、本来の土層を確認することはできなかった。したがって、本調査区で遺構・遺物は確認されていない。

第3節 小結

今回の調査は大型車の通行も増してきている市道改修工事にともなうもので、1980年代後半に設計変更して整備された地下構造が埋蔵文化財に及ぼす影響と堆積土の残存状況を確認することを目的とした。特に、西側の2か所(TP1・2)については、「国史跡下寺尾官衙遺跡群」と「国史跡下寺尾西方遺跡」の指定地内であり、現状変更の可能性がある工事は許可できないことから細心の注意を払う必要があった。

調査の結果、西側の 2 か所は設計深度内で施工され、台地本来の土層が残存することが確認された。しかししながら、東側 2 か所 (TP3・4) では設計深度を超えた碎石層で埋め戻され、TP3 では深さ 1.05m でソフトローム (L1S) と思われる底面に達し、TP4 では部分的に 0.66m まで下げたものの碎石層を除去することはできなかった。さらに、ライフラインである水道、ガス、NTT の埋設にともなう深い掘削が各



第27図 第13次調査 TP-4 平断面図 (1/40)

所で見られ、遺構面に影響していることも確認された。

逆に、TP1・2 ではこれらの深い搅乱を利用して堆積土の断面を観察し、遺構・遺物を発見した。

TP1 の残存する黒ボク土上面は川原石を含む暗褐色土で、少量ながら土師器片が出土している。形状・規模・性格は不明ながら遺構覆土と捉え、層相などから古代の堆積物と推測している。

TP2 では、官衙期遺構覆土に近い第3層とした暗褐色土を掘り込んで土坑2基、竪穴址1基を搅乱壁断面で確認した。路盤材の食い込みと転圧で平面形状は識別できなかったが、狭い範囲内でも遺構が重複していることが判明したことは重要な要素といえる。弥生土器1点が出土しているが、覆土の特徴からいずれも古代の構築と推測される。

高座郡家正殿に比定される西方A遺跡第5次調査の掘立柱建物は、上部が削平されてはいるが標高14.0mで遺構確認されている。正殿の位置に近いTP1の黒ボク土上面は14.6m前後であり、関連遺構の残存は可能性が十分考えられる。現道部分での詳細調査は困難をともなうが、各種工事には注意を払い、適切な対応をする必要がある。

この判断を元に、TP1に近いI工区西部の工事に際して、令和4(2022)年12月20日から23日まで夜間工事立会いを実施し、計画通り工事が進められたことを確認した。

東側調査区では遺跡の展開をつかむことはできなかったが、本書第III章で報告した第9次確認調査第2号溝状遺構の東側延長部と古代における土地利用を考える上で、西方遺跡東端部では今後も確認が必要である。第4図に地点を示したが、令和5(2023)年度には西方遺跡第17～19次確認調査としてTP3近辺で小規模調査を実施している。



写真5 夜間工事立会い作業状況



写真6 夜間工事立会い路盤材掘削状況